

監査公表第10号（平成25年11月12日、県公報第3547号登載）

「本庁（知事部局、教育庁、警察本部）、議会事務局及び行政委員会（委員）事務局定期監査結果の報告に基づき講じた措置（平成24年度）」

25行経第1004号  
平成25年8月30日

福岡県監査委員 小串正伸 殿  
同 伊藤龍峰 殿  
同 行正晴實 殿  
同 田中正勝 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成24年11月12日24監総第507号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

#### 指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
建築都市部 都市計画課	開発行為手数料において、領収証紙の消印が漏れていた。 (5件、80,010円)	領収証紙受付時に押印状況の確認を複数人で行うこととし、月締めの確認についても徹底した。

#### 注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	介護保険苦情処理業務支援補助金について、事業実績報告書が補助金交付要綱で定めた期日までに提出されていなかった。(1件)	担当者だけでなく複数名によるチェック体制を強化するとともに、期限内の提出について補助事業者の指導を徹底する。
福祉労働部	児童扶養手当返還金は、収入未済額が41,360,812円となっており、前年度に比べて1,214,382円増加し	児童扶養手当返還金については、児童扶養手当の申請窓口である市町村への説明会(年2回)において、返還金発生防止に関する働きかけを行った。 また、返還金の滞納者に対しては、戸

	<p>ている。また、心身障害者扶養共済制度掛金収入は、収入未済額が28,351,900円となっており、前年度に比べて2,660,900円増加している。収入未済の解消に向けたなお一層の努力が望まれる。(2件)</p>	<p>別訪問や、文書・電話による督促を実施するとともに、さらに電話による督促を強化し、返還促進に向けた措置を講じた。</p> <p>今後も引き続き、債権の回収及び新規滞納の防止に向けた取組を推進して、収入未済の解消に努める。</p> <p>心身障害者扶養共済制度掛金収入については、収納状況の管理を徹底し、督促状発送一定期間後の未納者に対し、電話連絡等の積極的な働きかけを行った。市町村を通じて共済制度の周知徹底を図り、未収金防止を図っている。</p> <p>長期高額滞納者の増加防止を図るため、今後は長期未納者及び生活困窮者に対し、市町村と連携して加入継続の意思確認を行い、継続希望者に対しては現実的な納付計画書の策定提出指導を実施し、継続を希望しない者に対しては速やかな脱退処理の実施に努める。</p>
<p>商工部</p>	<p>小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて579,196,802円減少しているが、収入未済額が2,239,615,180円と多額である。(1件)</p>	<p>小規模企業者等設備導入資金貸付金の収入未済については、操業中の貸付先に対して、事業所訪問や決算書類の徴求により継続的に経営状況を把握し、経営の安定化と償還指導による増額回収に努めているところである。</p> <p>また、事業を休廃止している貸付先に対して、連帯保証人の所得や資産調査を継続し、担保物件の処分や連帯保証人への督促等により延滞債権の回収に努めるとともに、回収困難な債権については徴収停止措置や不納欠損処理等の整理を迅速に進めていく。</p> <p>今後とも債権の回収及び新規延滞の発生防止に向けて一層の努力を講じる。</p>

24教財第458号  
平成25年2月1日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿  
同 進 谷 庸 助 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 浦 田 憲 一 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成24年11月12日24監総第507号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁 教職員課	教育職員免許手数料において、領収証紙の消印が漏れていた。 (131件、409,900円)	消印証紙日計表の起案に際し、領収証紙と教育職員免許状関係の各種手続データ入力画面の写しを添付し、副担当者、係長等ラインで件数及び消印漏れがないか確認を行っている。
教育庁 人権・同和 教育課	地域改善奨学資金貸付金償還金は、収入未済額が2,394,085,807円となっており、前年度に比べて193,352,166円増加している。収入未済の解消に向けたなお一層の努力が望まれる。(1件)	地域改善対策資金貸付金償還金の債権回収については、奨学金相談員による滞納世帯への訪問、面談によって、それぞれの生活状況を把握した上で、個別に返還指導、免除・猶予制度の周知徹底を行ってきたところである。 また、平成23年度から、滞納期間の長い奨学生に対して、改めて返還義務を認識させ、法的措置に向けた取組を進めるため、返還誓約書を送付し、提出がない場合は、職員が訪問して提出を求めるとともに、早期返還を促している。 加えて、今年度からは、新たに奨学金相談員を4名追加配置し、戸別訪問や所在不明者の調査・確認などを行い、督促体制を強化したところである。 今後も、債権の回収及び新規滞納の防止に向けて、より一層の努力をしていく。